

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

●高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額(世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。

支給対象となる方には毎年3月から4月頃に広域連合より申請のお知らせが送付されますので、届いた方は忘れずに申請願います。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆令和5年度分計算期間

令和5年8月1日～令和6年7月31日

◆基準額表

負担割合	区 分	基準額(世帯の限度額)
3割	現役並み所得者	【課税所得 690 万円以上】 212万円
		【課税所得 380 万円以上】 141万円
		【課税所得 145 万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者	56 万円
1割	一般	
	住民税非課税世帯	
	区分Ⅱ(※1)	31 万円
	区分Ⅰ(※2)	19 万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。)、または老齢福祉年金を受給している方

問い合わせ先

- ▶北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
【電話】011-290-5601
- ▶役場 健康子ども課 保険年金係 【電話】482-2935(課直通)

(広告)

業務拡大につき スタッフ大募集!

お客さま対応や清掃のお仕事を通して
私たちと最高のおもてなしを提供しませんか?

未経験者歓迎/社会保険完備/交通費支給/制服貸与/シフト相談可

① サービススタッフ

仕事内容	接客
勤務地	本館・別館
時給	1,200円～
時間	a 7:00-11:00 b 11:00-16:00 c 16:00-21:00

② 清掃スタッフ

仕事内容	清掃業務
勤務地	本館・別館
時給	1,350円～(研修期間有)
時間	11:00-15:00 週2日からOK/土・日・日曜週

③ カフェスタッフ

仕事内容	接客
勤務地	WAKKATOMARI(カフェ)
時給	1,200円～
時間	10:30-17:00 週2日からOK/時間応相談

①～③を組合わせた勤務可能!
時間や働き方も応相談。
是非ご連絡ください。

015-486-7271
<https://wakkanupuri.com>



就業場所:1階子館サテライトラウンジ6-8 階
WAKKANUPURI GROUP

確定申告を しましょう!

令和6年分の確定申告が2月17日(月)から始まります。

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての「収入」から経費を差し引いた「所得」の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

事前に必要な準備をしっかりとし期限内に必ず申告するようにしましょう。

■受付期間および時間

2月17日(月)～3月14日(金) 受付時間 9時～17時

※事業・譲渡所得(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある場合)のある方は16時まで

※税務署の受付最終日は3月17日(月)ですが、役場では、お受けした申告書を税務署へ最終引継する日になりますので、税務署受付最終日の1日前(土日祝祭日除く)で終了します。

▶川湯地区の方、土・日しか都合のつかない方へ

川湯消防会館でも2月22日(土)9時30分～12時、13時～16時、23日(日)9時30分～12時に受付いたしますので、川湯地区の方や土・日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。

■確定申告に必要な主な書類など

- 収入の確認できる書類(源泉徴収票や収支内訳書など)
- 所得控除に係る証明書など(生命保険や地震保険などの控除証明書など)
- 本人名義の銀行等口座のわかるもの(通帳など)
- マイナンバーのわかるもの

※印鑑は不要です。

※申告の内容により、必要書類などが異なりますので、詳細については事前にお問い合わせ下さい。

■窓口に来られる方へお願い

混雑緩和を図る観点から、次の方法で申告を受付けます。大変お手数をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- STEP1 → 窓口で書類を提出し、会場の待合所や自宅、お車などでお待ちいただきます。
- STEP2 → 職員が申告書を作成し、完成後に呼び出しましたらお電話でお知らせします。
- STEP3 → 窓口にお越しいただき、申告書の内容をご説明します。

■「スマホ申告」してみませんか?

当町ではマイナンバーカードを利用したご自宅などからの「スマホ申告」を勧めています。

確定申告期間中は会場がとても混雑しますので、感染症予防の観点からも、スマホ申告をぜひご検討ください。

▶スマホ申告(e-Tax)の3つのメリット

- ☆ 確定申告期間中は24時間利用可能※メンテナンス期間を除きます
 - ☆ 早期還付(3週間程度で還付)
 - ☆ 翌年ももっと簡単に!
- 翌年申告の際は、スマホに保存した申告書データを利用して簡単作成。



■税務署からのお知らせ

国税庁・国税局・税務署では税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書などの控えに収受日付印の押なつを行いません。申告書などを書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみ提出をお願いします。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ先/役場税務課課税係 ☎482-2914(課直通)・釧路税務署 ☎0154-31-5100